　　　　　　　　選挙運動用自動車の一般運送契約書（ハイヤー方式）

衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の一般運送契約

２　台　　数　１台

３　自動車の車種及び登録番号又は車両番号

４　契約期間　令和３年　 月 　日から令和３年　 月　　日まで （　　日間）

５　契約金額(税込)　　　　　　　　　　円（1日あたり単価(税込)　　　　円×　　日間）

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の賃貸借

２　台　　数　１台

３　車種及び登録番号又は車両番号

４　契約期間　令和３年　 月　　日から令和３年　 月　　日まで （　　日間）

５　契約金額(税込)　　　　　　　　　　円（1日あたり単価(税込)　　　　円×　　日間）

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の燃料の供給について、次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の燃料の供給

２　契約期間　令和３年　 月　　日から令和３年　 月　　日まで （　　日間）

３　供給場所　所在地

　　　　　　　名　称

４　燃料の供給を受ける自動車

の車種及び登録番号又は車両番号

５　契約金額(税込)　　　　　　　円（1ℓあたり単価（税込)）

契約期間中の総使用金額(見込)　　　 円

　　　　　　　　（　　　　 円（1ℓあたり単価(税込) × 　　　ℓ(期間中の予定数量)）

６　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、燃料の供給実績に基づく燃料代の総額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車の運転業務について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第141条に基づく選挙運動用自動車の運転業務

２　契約期間　令和３年　 月 日から令和３年　 月 日まで （　　 日間）

３　契約金額(税込)　　　　　　　　　 　円（１日あたり　　　 　円×　　　　日間）

４　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の４に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用通常葉書の作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第142条に定める選挙運動用通常葉書の作成

２　数　　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額(税込)　　　　　　 円（1枚あたり単価(税込)　　　円　　銭×　　　　枚）

４　納入期限　令和３年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の７に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用ビラの作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第142条に定める選挙運動用ビラの作成

２　数　　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額(税込)　　　　　　　　 円（1枚あたり単価(税込)　　　円　　銭×　　　枚）

４　納入期限　令和３年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第109条の８に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用ポスターの作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第143条に定める選挙運動用ポスターの作成

２　数　　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額(税込)　　　　　　　　 円（1枚あたり単価(税込)　　　円　　銭×　　　枚）

４　納入期限　令和３年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の４に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙事務所の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　容　公職選挙法第143条に定める選挙事務所の立札・看板の作成

２　数　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額(税込)　　　　　　　　　円（1枚あたり単価(税込)　　　　円×　　　　枚）

４　納入期限　令和３年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の２に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、選挙運動用自動車等の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第143条に定める選挙運動用自動車等の立札・看板の作成

２　数　　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額(税込)　　　　　　　　　円（1枚あたり単価(税込)　　　　円×　　　　枚）

４　納入期限　令和３年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第110条の３に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者

　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　(以下「甲」と

いう。)と　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(以下「乙」という。)

は、個人演説会場の立札・看板の作成について次のとおり契約を締結する。

１　内　　容　公職選挙法第164条の２に定める個人演説会場の立札・看板の作成

２　数　　量　　　　　　　　　枚

３　契約金額(税込)　　　　　　　　　円（1枚あたり単価(税込)　　　　円×　　　　枚）

４　納入期限　令和３年　　月　　日

５　請求及び支払

　　この契約に基づく契約金額については、乙は、公職選挙法施行令第125条の３に　基づき神奈川県知事に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　　なお、神奈川県知事に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対　し、不足額を速やかに支払うものとする。

　　ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合は、乙は、　神奈川県知事には請求ができない。

　契約を証するため、本書２通を作成のうえ、甲、乙、各々が各１通を保管する。

　　令和３年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　衆議院小選挙区選出議員選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　乙　住　所

　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　代表者